



山形県公報

平成29年2月1日(水)

号 外 (8)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) …… 1

告 示

山形県告示第74号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	315.29
相沢川	113.58
田川	548.98
五十川～鼠ヶ関川	90.92
鮭川	641.35
小国川	367.91
銅山川～角川	408.99
北村山	481.77
寒河江川	223.82
月布川～朝日川	106.27
山形	268.21
白川	402.41
荒川	417.83
置賜	513.52
前川	25.11
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.62
田川	357.06
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	43.64
小国川	43.50
銅山川～角川	32.69
北村山	427.20
寒河江川	56.90

